

ストレスチェック制度の実施状況

※ 労働安全衛生調査（実態調査）令和2年 特別集計

1 ストレスチェック制度の実施状況

- 労働安全衛生調査の対象事業場（主要産業における常用労働者10人以上を雇用する民営事業場）のうち、労働者数50人以上の事業場について、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施した事業場割合は84.9%。

表1 ストレスチェック制度の実施状況（%）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
実施事業場割合	79.6	92.7	95.3	97.3	84.9

表2 ストレスチェック制度の実施状況（産業別）（%）

産業分類	実施事業場割合
農業, 林業（林業に限る。）	53.8
鉱業, 採石業, 砂利採取業	80.0
建設業	83.0
製造業	87.2
電気・ガス・熱供給・水道業	89.6
情報通信業	89.2
運輸業, 郵便業	80.4
卸売業, 小売業	82.6
金融業, 保険業	93.6
不動産業, 物品賃貸業	76.8
学術研究, 専門・技術サービス業	93.9
宿泊業, 飲食サービス業	67.6
生活関連サービス業, 娯楽業	80.5
教育, 学習支援業	92.6
医療, 福祉	87.8
複合サービス事業	99.2
サービス業（他に分類されないもの）	86.7
計	84.9

2 集団分析^{※1}及びその結果の活用状況

- ストレスチェックを実施した労働者数50人以上の事業場のうち、ストレスチェックの結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施し、その結果を活用した事業場割合は66.9%。

表3 集団分析及びその結果の活用状況（%）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
集団分析を実施し、その結果を活用した事業場割合	64.4	68.3	77.0	83.9	66.9

※1 集団分析とは、個人のストレスチェックの結果を一定の集団（職場や部署単位）ごとに集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。ストレスチェックを実施した場合は、集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。